

向日葵

ひまわり

第239号

平成27年6月号



今月の表紙：秩父鉄道SLパレオエクスプレス／写真：所沢市 三宅正人さん 提供

主な内容

ちょっと知りたい税理士コラム	2—3
税務署だより	4—5
本部研修会の報告	6
租税・科学教室等のご案内	7
社労士column	8
地域の名所	9
東村山法人会セミナーのご案内	10
会社紹介	11

新入会員紹介等	12
人人	13
第3回本部通常総会	14
表彰式・交流会	15
支部・部会報告会実施報告	16—17
法人会全国大会のご案内等	18
法人会行事のご案内	19
recipe	20



公益社団法人東村山法人会

www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp

え！これも役員賞与？

会社の経費として処理していたものの、税務調査時に調査官から役員賞与だと認定されるケースが多々あります。今回は、役員賞与と認定される事例とその場合に追徴で課される税金についてお話しします。

こんな経費が危ない！

税務調査において「役員賞与」と認定される可能性のあるもの

自分の会社とはいえ、会社は法人格をもったものです。会社の業務とは直接関係のない社長の個人的な支出が会社の経費に含まれていれば、それは社長への報酬として「役員賞与」とされますし、社長としての立場を利用しての会社の備品の流用も会社から社長への贈与として、「役員賞与」とみなされます。使用人兼務役員としていた者や社長の親族で役員でない者が、法人税法上のみなし役員として見なされた場合には、その者への賞与が役員賞与となり税金計算上経費になりませんので、法人税が課税されます。身近で具体的な事例を列举すると下記のようなものがあります。

- 1 社長が家族といったレストランの飲食代を交際費として処理していた場合の飲食代



- 2 お中元の送り先に会社とは関係のない親族などへの贈答を含めて交際費にしていた場合の親族などへの贈答代



領収書があれば大丈夫ということはありません。領収書からは色々なことがわかります。日にちや所在地、大人子供の人数など、但し書きに「品代」としてもデパートであれば何の売り場なのか、領収書番号で問い合わせれば購入した商品名まで簡単に調べることができます。お正月やリゾート地・お子様ランチなど接待に適さないものや、高額なブランドバックやアクセサリー、会社の備品なのかと思える調度品などは調査官の目に止まり確認の対象になります。

- 3 役員のみで視察旅行として行った旅行で、業務のために必要な視察の実態が無かったり、行程に観光が含まれている場合には、その旅費等の全部や観光部分に該当する旅費



- 4 社長の海外出張に同行した親族の旅費で、会社の業務のために必要とは認められないとされた場合の親族の旅費
- 5 現金で受け取った売上金を現金出納帳へ記載漏れにしたことによる売上計上漏れが、売上代金を社長が受け取ったとして「役員賞与」として認定されるケース
- 6 会社の資産として購入した絵画を社長が自宅に持ち帰り居間に飾った場合には、会社からその絵画を社長がもらったとして、その時の時価相当額
- 7 会社からお金を借りて自宅を購入した場合の借入金について、利息を支払っていない場合の、利息相当額
- 8 事業にほとんど従事していない社長の奥さんへ支払っている高額な給与

追徴で支払う税金はこんなに高額！

「役員賞与」となった場合の税金

役員賞与として認定された場合、どのような追徴税額が発生するのか、例をあげてみましょう。

【例】

役員のみで行った旅行の費用 50 万円が
役員賞与と認定された場合

1 法人税

旅費交通費の 50 万円が役員賞与として損金不算入(税金計算上の経費から除く)として、50 万円に対する法人税・法人事業税・法人住

うっかりでは済まされない賞与認定

税理士 倉知 万里子

民税が課税されます。

税率を30%とすると、15万円が追徴されます。

2 役員の所得税

役員報酬は役員の給与なので、役員に対して所得税と住民税が課税されます。

役員の所得税率が30%とすると、住民税は10%で合計40%の税金20万円が追徴されます。

3 罰金的な税金

1. 過少申告加算税と延滞税

税務調査で指摘された場合の過少申告加算税は、納税額に対して10%（納税額によって15%）になりますので、法人税で15千円、所得税でも15千円。それに納付が遅れているのでその利息相当の延滞税がかかります。これは本来の納期限から実際の納期までの期間なのでその時々で変わりますが、現在の延滞税率（年率）は、最初の2ヶ月2.8%、それ以降9.1%で計算されます。

2. 源泉所得税の不納付加算税

役員報酬と見なされると役員への給与ですから、給与の支給時には源泉徴収を行わないといけないので、それを行っていないとして徴収すべき所得税15万円の10%で15千円の不納付加算税が課されます。

4 消費税の追加納税

旅費が国内旅費であれば、会社は課税仕入れとして納付すべき消費税からその旅費に係る消費税37千円（50万円が税込みとして）を多く控除してしまったことになるので、その37千円の消費税の納税が発生します。

その消費税についても過少申告加算税と延滞税が課税されます。

このように50万円の旅費が役員賞与とされた場合の納税合計は、なんと会社と個人合わせて432千円にもなり、その上、延滞税までが発生してしまいます。

本来であれば、法人税か所得税のどちらかの課税で済むものが、法人税と所得税の両方が課税されるという、とても厳しいものです。その上、故意に行った悪質なものとされると「重加算税」が課される可能性も発生します。



まとめ

調査において指摘を受けた場合には、「間違っていました」として「役員借入金からその分を控除してください。」や「役員貸付金としてください」というやり直しはほとんど出来ないと考えておいた方がよいです。

常日頃から会社の事業のための経費を厳密にとらえて経理処理することが必要です。ちょっとした甘い考えやついうっかりの間違いを毎月チェックすることや、この場合はどうかな?と判断に不安な場合には事前に専門家へ相談して税務判断の事前検討や資料の保存などの対策を行っておくことが大切になります。

Profile | 倉知 万里子



会計事務所及び一般企業の経理を約10年経験後、平成26年8月に河野周輔税理士と税理士法人を設立。二人体制で高品質のサービス提供を目指して活動する一方、無料相談などに積極的に参加。

事務所 税理士法人 倉知河野

本店 豊島区東池袋 1-20-2

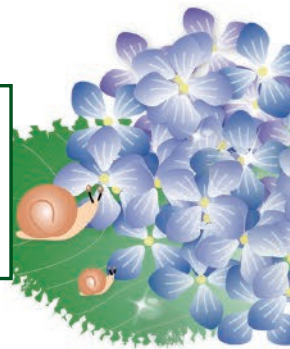
西東京事務所 西東京市ひばりが丘 4-6

TEL 03-5960-5057 FAX 03-5960-5058

e-mail mariko.kurachi@kurachikono.jp

URL <http://kurachikono.jp>

税 務 署 だ よ り



税の分野でも「マイナンバー制度」が導入されます。

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されます。

平成 27 年 10 月から、個人番号・法人番号が通知され、平成 28 年 1 月から順次利用が開始されます。

国税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人番号(マイナンバー)・法人番号を記載することになります。

個人番号・法人番号の通知

個人番号は、12 桁の番号で、住民票を有する国民全員に 1 人 1 つ指定され、市区町村から住民票の住所に通知されます。また、住民票を有する中長期滞在者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。

個人番号の利用範囲は、番号法に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務などに限定されています。

法人番号は、13 桁の番号で、設立登記法人などの法人等に 1 法人 1 つ指定され、国税庁から登記上の所在地に通知されます(法人の支店・事業所等や個人事業者には指定されません。)。法人番号は、個人番号と異なり、原則としてインターネット上で公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

税務関係書類への番号記載時期

申告書や法定調書などを提出する方は、次のとおり税務関係書類に個人番号や法人番号を記載する必要があります。

	記載対象	一般的な場合
所 得 税	平成 28 年 1 月 1 日の属する年分以降の申告書から	(平成 28 年分の場合) 平成 29 年 2 月 16 日から 3 月 15 日まで
法 人 税	平成 28 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度に係る申告書から	(平成 28 年 12 月末決算の場合) 平成 29 年 2 月 28 日まで
法定調書	平成 28 年 1 月 1 日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から (注)	(例)平成 28 年分給与所得の源泉徴収票、 平成 28 年分特定口座年間取引報告書 ⇒ 平成 29 年 1 月 31 日まで
申 請 書 届 出 書	平成 28 年 1 月 1 日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

(注)法定調書の対象となる金銭の支払いを受ける者等の番号も記載する必要があります。

申告・納税は簡単・便利な e-Tax・eLTAX で！

個人番号の提供を受ける場合の本人確認方法

個人番号の提供を受ける際は、成りすましを防止するため、厳格な本人確認が義務付けられています。

したがって、個人番号が記載された申告書や法定調書などを税務署等へ提出する際には、税務署等で本人確認をさせていただくことになります。また、法定調書提出義務者の方が法定調書に記載するために金銭等の支払等を受ける方から個人番号の提供を受ける際には、本人確認をしていただく必要があります。

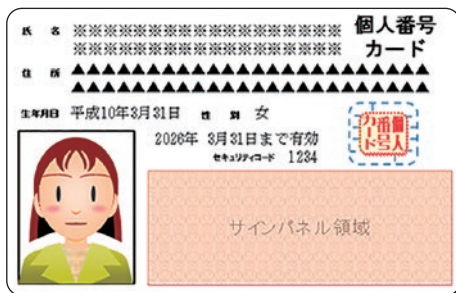
～ 本人確認を行うときに使用する書類の例 ～

① 個人番号カード(番号確認と身元(実存)確認)

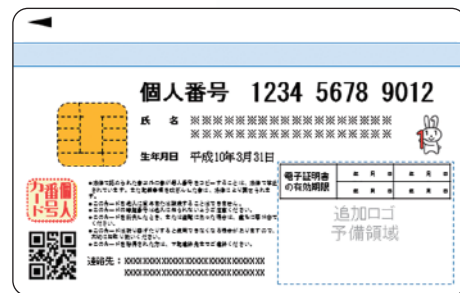
② 通知カード(番号確認)及び運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元(実存)確認)

- ・通知カードとは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。
- ・個人番号カードとは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引換えに交付を受けるカードです。個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されます。

【表 面】(案)



【裏 面】(案)



社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせは…

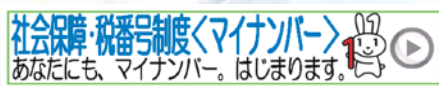
社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせ

- ・内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

- ・マイナンバーのコールセンター (全国共通ナビダイヤル) **0570-20-0178**
※ナビダイヤルは通話料がかかります。平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始を除く)

国税に関する社会保障・税番号制度(法人番号を含む)の最新情報

国税庁ホームページのトップページの



をクリック

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

最新情報は、随時更新していきますので、お知らせコーナーをご覧ください。



マイナちゃん

(マイナンバー)

税に関する情報は、国税庁ホームページへ www.nta.go.jp



研修会場

本部研修会の報告

平成 27 年 5 月 21 日(木)16 時 20 分よりパレスホテル立川において平成 27 年度の本部研修会が開催されました。

今回は時事通信社解説委員の田崎史郎氏を講師にお招きし、「揺れ動く内外情勢とこれからの政局」と題してご講演していただきました。

以下に講演内容の要点を紹介します。

■政治を見る視点

政治は政治家という人間の営みである、政治家の人間性が出る。

■大阪都構想の賛否を問う住民投票の結果について

憲法改正ができるか物差しとなったのではないかと。今回の投票の結果、憲法改正は難しくなったと感じている。

■昨年暮れの解散総選挙の結果について

①安倍政権が政策実行力を得た。

②安倍政権が 2018 年 9 月まで確実に続く政権となり、アベノミクスを基調とした政策が続く。

■現政権を支えている力について

苦勞人である安倍総理と菅官房長官の人を動かす力、すなわち情と理(利)である。

■消費税 10%増税時、軽減税率導入の可能性と対象について

軽減税率の対象は生鮮食料品に限られる可能性が高い。

■中国と韓国との今後の関係について

中国との関係は少しずつ良くなってきている。これは中国からも関係改善を求めているためであり、その理由は経済である。なお日本の人口は今後、中国の 10 分の 1 から 15 分の 1 程度となり中国の成長を取り込む以外、成長の道はないと思う。

日韓の関係は当面改善するのが難しいだろう。



田崎先生

支部・部会研修会報告



石井審理担当上席

4 月 23 日(木)から 5 月 15 日(金)の間、全ての支部合同・部会報告会に接続して恒例の税制研修会が開催されました。

講師は東村山税務署法人課税第 1 部門石井審理担当上席と高橋審理官の 2 名にお願いし、平成 27 年度税制改正について丁寧な解説していただきました。

高橋審理官

税制正研修会



経営研修会

5 月 11 日(月)法人会館及び同月 15 日(金)ブリヂストンクラブにおいて「マイナンバーの適正管理について」、5 月 13 日(水)清瀬商工会館において「相続税改正と私たちの生活」の研修会が開催されました。



守富哲夫氏

講師は税理士の守富哲夫氏にお願いし、具体的で分かりやすく要点や準備すべき事項等を解説していただきました。

青年部会研修会



牧野光子氏

4 月 24 日(金)法人会館に於いて青年部会主催の研修会が開催されました。

講師にフリーアナウンサーの牧野光子氏をお招きし、「人に好かれる魅力的な話し方」についてご講演を頂きました。

主 催 公益社団法人東村山法人会(税制・社会貢献委員会、青年部会)

租税・科学教室 ぜいきんとプラネタリウム

親子で
計200名
無料招待!

会 場 多摩六都科学館

日 時 平成 27 年 9 月 12 日(土)

午前の部 10:00 ~ 13:55 (受付 9:30 ~)

午後の部 13:00 ~ 16:35 (受付 12:30 ~)

内 容

① 租税教室 税金についてのおはなし

プレゼントもあるよ!

② 大型映像とプラネタリウム

世界最大級のドームスクリーンで見る大迫力の映像!

応 募

募集期間: 7月17日(金)~8月17日(月) ※7月17日以降、東村山法人会のホームページに掲載します

※詳しいご案内をご希望の方は東村山法人会事務局にお電話下さい。 ☎042-394-7654

青年部会主催 租税教室

女子プロレスラーアイスリボンと楽しく租税プロレスしよう!

日 時 平成 27 年 7 月 19 日(日) 13 時開催

会 場 小平市立小平第 1 中学校体育館(小平市仲町 506)

参加費無料、予約不要当日直接会場にお越しください。

実 施
内 容

(一財)オペラアーツ振興財団による「童謡と唱歌を一緒に歌おう!」
女子プロレスアイスリボンによる「租税プロレス」

お子様と一緒に
ぜひご参加ください。



アイスリボン

源泉所得税実務研修会が開催されました



山根源泉審理担当上席

4月21日(火)、法人会館において源泉所得税実務研修会が開催されました。今回の研修は東村山税務署法人課税第2部門山根源泉審理担当上席に講師をお願いし、第1部“源泉所得税入門コース”、第2部が“源泉所得税の実務”の2部構成で行われました。

第1部では実務経験の少ない参加者に対し源泉所得税についての基礎的事項の説明を、第2部では実務経験者に対し問題演習を主体に実施して頂きました。

ビジネスマナー研修が開催されました

5月22日(金)10時より法人会館において今年度で3回目となる「ビジネスマナー研修」が開催されました。14名の新入社員や中堅社員の方が参加され、講師であるミサワTG&Sオフィス(株)代表取締役三澤雅史氏から名刺交換や電話応対などについて実践的に学びました。



三澤雅史氏



研修会場

マイナンバー制度の衝撃！②

前号に引き続きマイナンバー法を取り上げます。対策を講じなければならないことは分かったが、一体、何をいつまでにどうしたらよいのでしょうか！？ 前号と合わせてお読みください。

国が求める事業者への具体的対応策とは

1 安全管理措置

2014年12月11日、内閣官房は「特定個人情報(個人情報にマイナンバー＝個人番号を付加したもの)の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」を公表しました。それによると、事業者は、マイナンバー＝個人番号及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。具体的には、

- ①組織的安全管理措置 責任者及び担当者等の組織体制の整備
- ②人的安全措施 責任者及び担当者の監督と教育
- ③物理的安全管理措置 (ア)特定個人情報を扱う区域の管理：パーテーション設置
(イ)パソコン及び電子媒体等の盗難等の防止：施錠、チェーンロック設置
(ウ)電子媒体等の持ち出しによる漏洩防止：セキュリティの強化
(エ)個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄：シュレッダー等による完全廃棄
- ④技術的安全管理措置 (ア)特定個人情報へのアクセス制御
(イ)アクセス者の識別と認証
(ウ)外部からの不正アクセスの防止
(エ)情報漏えいの防止

2 社内規程(個人情報管理規程及び特定個人情報管理規程等)の策定又は見直し

3 各種関連システムの構築又は改修

4 社員研修及び勉強会の実施(従業員へ利用目的を明らかにして取得)

以上を本年9月末日までに整備完了しておく必要があります。個人情報保護法施行時に比較して格段に罰則が厳しくなっており、知らなかったではすまされない国策であることを再認識して準備を進めなければなりません。残された時間はあまりありません。

(一部 (株)マックポートバイオセキュリティー資料から引用)

●個別のご相談は法人会事務局を通じ、お気軽にご連絡下さい。

筆者紹介 石津 雄美(いしづ たかよし)

H.27.5.1現在

石津社労士事務所 所長[特定社会保険労務士、東京都社労士会武蔵野支部所属]
オールフォーオール 代表[経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所行政
協力相談員、板橋青色申告会会員、東京都商工会連合会エキスパートバンク担当専門家、
シーター(株)代理店、O3S(ワンストップソリューションサービスチーム＝AFAC主宰]



略 歴

- 昭和53年：中央大学法学部法律学科卒業
損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
- 保有資格：ライフ・コンサルタント(生保協会)、
年金アドバイザー3級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)
- 平成18年：第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格－特定社労士資格取得
- 平成27年4月1日：医療労務コンサルタント取得(全国社会保険労務士会連合会)

事務所

所 在 地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43
TEL/FAX 042-321-2586
携 帯 TEL 090-1738-7991
e - M A I L 07159596012@jcom.home.ne.jp
携 帯 H P http://www.just.st/7162591

西東京市「西原自然公園」

多摩地区の畑や森林が徐々に住宅地に変わり始めた昭和54年に開園し、武蔵野の自然を残した場所です。
市の木でもあるケヤキや、クヌギ、コナラ等生い茂る雑木林の中で、野鳥のさえずりを聞くことが出来ます。
これからの暑い夏でも、遊歩道を散歩して、所々に有るベンチに座り涼しい木陰の中を休憩しながら森林浴も楽しめます。

地域の名所

所在地 西東京市西原町4丁目5番地



清瀬市

地域のイベント情報

きよせひまわり市

旬の新鮮野菜や花、特産のにんじんを使用したお菓子やジャム、やきそばなどの販売を行います。

②の期間においては、長野県立科町からの特産品を販売します。



日時

① 6月28日(日)
② 11月28日(土)・29日(日)

場所

コミュニティプラザひまわり(清瀬市下清戸一丁目212-4)
※直接会場へ。駐車場には限りがあります。

問合せ

きよせひまわり市実行委員会事務局(清瀬商工会内) ☎042-491-6648
または、清瀬市産業振興課 ☎042-497-2052

東村山法人会セミナーのご案内

参加費
無料!!

決算法人説明会	7月7日(火)	13時30分～16時
決算法人説明会	8月4日(火)	13時30分～16時
新設法人説明会	7月22日(水)	13時30分～16時
税務教室「減価償却について」	8月26日(水)	15時～16時

※決算法人説明会はどちらの日程も同一内容です。ご都合のよい日にお越し下さい。

どなたでも参加できます！
参加ご希望の方は東村山法人会へお電話下さい。

☎ 042-394-7654

－立川都税事務所からご案内－

外形標準課税の改正

①外形標準課税法人の税率の改正(法人事業税・地方法人特別税)

平成27年4月1日以後に開始する事業年度及び平成28年4月1日以後に開始する事業年度について、外形標準課税法人の法人事業税・地方法人特別税の税率が段階的に改正されることとなりました。

②付加価値割における所得拡大促進税制の導入(経過措置)

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度について、一定の要件を満たす場合には、所得拡大促進税制控除に係る措置として、法人事業税付加価値額から一定額(雇用者給与等支給増加額)を控除します。

③法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置(経過措置)

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度について、一定の要件を満たす場合には、外形標準課税の拡大に伴う負担変動に対する軽減措置として、法人事業税額から一定額を控除します。

④資本割の課税標準となる「資本金等の額」の改正

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、外形標準課税法人の法人事業税資本割の課税標準となる「資本金等の額」は、資本金等の額(従来どおり、無償増資、無償減資等による欠損填補を調整後の金額)と資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額との比較により算定します。

法人都民税均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」の改正

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、都民税均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」は、資本金等の額に無償増資、無償減資等による欠損填補を調整した金額(地方税法第23条(第292条)第1項第4号の5)と資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額との比較により算定します。

詳細は、主税局HPをご覧ください。下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先

立川都税事務所法人事業税係 ☎042-523-3174
課税部法人課税指導課 ☎03-5388-2963



有限会社 角萬酒店

地域ブランドの商品開発・製造を行いながら

特色のある店舗づくりを行って行きたい

昭和34年当時の小平町に居住、酒販店を開く予定で父が食料品店を開業、同36年6月酒類販売業免許認可により現経営の酒店を始めました。当時は店を開ければ必ず酒は売れはじめに働けばどうにか生活が可能な状況で比較的にんびりしており、同44年母を代表者として有限会社角萬酒店を設立以来22年間零細企業の単独店として営業しておりましたが、個人での営業の限

界を感じ、平成2年酒卸系のコンビニエンスストアに業態変更、更に同10年フランチャイズのコンビニエンスストアチェーンに加盟、同13年道路拡張工事により駐車場が無くなった為、飲食料品を中心とした個人店に業態変更。
低コストで売れる立地に商品を展開できる販売方法として、長男の考えにより同18年より同店舗の商品仕入れのノウハウを活かした自動販売機事業を開始しま

した。同19年火災により店舗、住居が全焼しましたが、多くの方々のご尽力により建物を再建築いたしました。
時代にあつた業態変換をしながら、商人として約50年間物品販売業を営んできましたが、新店舗は自動販売機の飲料販売を主力とし、500mlペットボトル商品を中心にワンコイン販売をできるパッケージが浸透し売上もコンビニエンス店経営時と同様になって参りました。

私は店舗でブルーベリーを主とした小平の地域ブランドの商品開発・製造を行いながら、地域特産品の販売行い、今後も地元小平を広めつつ特色のある店舗づくりを行って行きたいと考えております。



●皆様ぜひお越し下さい

有限会社 角萬酒店

代表取締役 遠藤 哲男

所在地 〒187-0002 小平市花小金井1-6-13

TEL 042-467-8900

FAX 042-461-8551

H P <http://www.kadomansake.com/>

法人会にご入会下さい

1 法人会は法人の学校であり良き相談相手を見つけることが出来る魅力ある経営者の団体です

- ①税務、経営等に関する様々な説明会、研修会及び無料労務相談会を開催しております。
決算法人説明会、新設法人説明会、税務教室、e-Tax・eLTAX講習会、パソコン教室など税務、経営に役立つ研修を開催しています。
- ②本部、ブロック、支部による会員相互の異業種交流を積極的に行なっています。

2 法人会は幅広い相互扶助事業を行なっています

- ①生命保険と損害保険を組み合わせた事故死亡の場合最高1億円の保障が得られる経営者大型保障制度に加入できます。
- ②特定退職金共済制度に加入でき大企業なみの退職金制度を確立できます。
- ③経営者、従業員の健康管理のため生活習慣病健診を特別料金で受診できます。

3 法人会は税制改正要望運動を推進しています

全国85万社の法人会の大きな力で、税法が私達中小法人に有利になるよう税制改正要望運動を行なっています。

ご入会に関するお申し込み・お問い合わせ

東村山法人会 TEL 042-394-7654

新入会員紹介

自 平成27年3月1日～至 平成27年4月30日

所属支部名	所在地	法人名	代表者氏名	業種	電話番号
東村山第5支部	東村山市青葉町3-7-24	(株)B・K・プロダクト	田中 保	建設業	042-207-1386
東村山第5支部	東村山市恩多町5-38-15	(同)阪上電子	阪上 祐之	サービス業	042-315-1746
西東京第4支部	西東京市中町4-8-3	瀬間工業(株)	瀬間力ヨ子	総合建設業	042-421-0012
東久留米第3支部	東久留米市下里2-9-37	宮前寿司	島崎 正	飲食業	042-472-7780

多彩なバリエーションと一流の講師陣による豊富なコンテンツが満載

会員だけの
特典!!

料金無料!!



**セミナーインターネット
DVDでレンタル予約
レンタルサービス!**

会社や自宅にしながらインターネットから見たいセミナーが予約できます。
インターネットで**サンプル視聴**できるので、興味あるDVDやCDが予約できます。
忙しくてセミナーや研修会に**参加できない方**などに最適。

STEP1



STEP2



STEP3



豊富なセミナーと一流の講師陣がバックアップします。

■一般経営■政治経済■環境・高齢化■健康・ライフスタイル■著名人■研修・人材育成■実務家■労務■税務・財務・経理■法律

東村山法人会ホームページ「<http://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/>」よりお申し込み頂けます!!

地域の応援団として、住まう心でご奉仕



美しい湧水が流れ、鮎が泳ぎ、水面にはカワセミを見ることが出来る東久留米。弊社もこの地で父の代より不動産の仕事に携わり、50周年を迎えようとしております。

私は大学を卒業後、住友不動産販売(株)に勤務して、父が創業した(株)日本信用開発に入社し、約20年間一緒に働いて参りました。当時は不動産の売買・賃貸・管理中心でしたが、近年は中古マンションやアパート、古ビル等の収益不動産の買取に加え、建売分譲や中古住宅の販売も行っております。

平成20年に代表取締役役に就任させていただき、社有物件が都内や近隣に少しづつ増えるように、お客さまより管理させていただいている物件も有難いことに都心から埼玉方面までの広域エリアへと拡げさせていただいております。

その取扱ひ物件の一番の中心エリアである東久留米・西東京・東村山エリアは街には武蔵野の面影残る雑木林があり、川が流れる緑豊

かな住環境が自慢出来るかと思ひます。弊社の社用車に付いているロゴマークや、管理や入居者募集の看板も、そんな湧き水を意識したものとなっております。

そんな自然豊かな住環境の中、保谷や東久留米、清瀬からは副都心線や有楽町線の乗り入れにより、池袋だけでなく新宿・渋谷や銀座方面への交通アクセスも良くなり、また所沢では新宿線と繋がっており「都心にも程よく近くて、自然も残る住みやすい街」であると考えております。

また、あの東日本大震災の際にも地盤の強さから比較的大きな災害から逃れたとも聞いており、大洪水や噴火も含めて「自然災害の少ない安全な街」でもあります。

地域に根差した不動産業者としての特色と、使命感を以って不動産のお仕事をさせていただく気持ちから、他の地域からいらつしやるお客さまにはまず「この地域の魅力」をアピールすることから始めております。「この街を知っていただき、興味

を持つていただく」そして出来たら「住んでみていただく」ことも仕事の一部と考えております。

物件をセールスするだけでなく、「近くの○○の美味しいお店や、△△が安いお店や便利なお店」のご紹介(東久留米に限らず「小平のうどん」とか「清瀬のケーキ」とか)時には「おススメの裏道や、富士山のきれいな撮影スポットや、お祭りなどの行事のご案内」をさせて頂くことも数多くあります。

この街で生まれ、会社も、私個人も成長させていただいた感謝の気持ちを込めて、同じように「この街に魅力を感じ、大切に感じて暮らす人、仕事する人」が増える応援団として、自分もこの地域で住まわせていただいている一員として、何が出来るかを考え、そして「この豊かな自然が将来にわたり損なうことのないこと」を想い、これからも精進して参りたいと思っております。

(株)日本信用開発代表取締役



東久留米第1支部 副会長

高橋 博文さん

第3回通常総会

撮影/Shiwori



▲ 小川会長



▲ 総会



▲ 齋藤東村山税務署長

公益社団法人東村山法人会の第3回通常総会が平成27年5月21日(木)14時よりパレスホテル立川において多数のご来賓のご参加を得て開催されました。

青年部会大山副部会長司会の下、仲澤副会長による開会の辞に続いて昨年度の物故会員に対する黙とうが行われました。その後、小川会長が挨拶され「今年度は、公益社団法人移行後3年目となります。公益社団法人としての助走的な時期から、安定した堅実な事業運営に移行すべき時期が来たと思います。このため、今年度は、昨年度までの成果に基づき、質的充実を図りつつ安定的継続的な事業の確立に留意して、引き続き租税・科学教室を始めとする公益目的事業を中心とした活動を行いたいと思います。」と述べられました。



▲ 内藤立川都税事務所長

挨拶後、小川会長が議長となり審議を開始し、先ず平成26年度事業報告と平成27年度事業計画、平成27年度収支予算の報告が行われ、引き続き平成26年度決算と新役員が承認されました。

その後、来賓を代表して東村山税務署齋藤署長と東京都立川都税事務所内藤所長にご祝辞を頂いた後、中島副会長の閉会の辞で総会を終了致しました。

第3回通常総会決議ご通知

平成27年5月21日開催の第3回通常総会において、下記のとりの議案が報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

記

報告事項

1. 平成26年度事業報告(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)
2. 平成27年度事業計画(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)
3. 平成27年度収支予算(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 平成26年度決算承認の件(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)
本件は、原案どおり、承認されました。

第2号議案 役員改選の件
本件は、原案どおり、理事38名、監事3名が選任され、いずれも就任いたしました。

表彰式

平成26年度に功績のあった支部、会員への表彰が通常総会終了後に行なわれました。最初に小川会長から本総会で退任される本部役員の皆様ひとりひとりに感謝状が授与されました。

代表受彰者



続いて会員増強功績に対する表彰が行われ、支部目標を達成した4個支部を代表し小平第4支部へ、個人努力賞7名を代表して最多取扱の小平第4支部窪田忠治氏へ授与されました。

本部委員功労者に対する表彰は28名を代表し、組織・厚生委員の染矢一真氏へ、支部活動功労者に対する表彰は21名を代表し、小平第5支部の遠藤敏夫氏へ、部会活動功労者に対する表彰は青年部会と女性部会10名を代表し、青年部会の竹下道成氏へ、経営者大型保障制度推進最優秀支部は4個支部を代表して東村山第3支部へ、がん保険加入優秀支部は2個支部を代表して小平第1支部へ授与されました。

最後に全法連と東法連表彰の伝達が行われ、全法連功労者表彰は2名の受彰者を代表して副会長の村野康司氏へ、東法連功労者表彰は同じく5名を代表して清瀬の山瀧英夫氏へ、東法連会員増強功労者表彰は3名を代表して西東京の鎌田忠詞氏へ授与されました。

交流会



▲ 懇親会食



本部研修会に引き続き、隣の会場に於いて交流会が開催されました。

青年部会の篠宮部会長司会の下、尾林副会長による開会のことばに引き続き、東村山税務署石本副署長のご発声による乾杯が行われました。

その後、西東京市丸山市長から来賓を代表してご祝辞を頂いた後、参加者一同情報を交換しつつ親睦の輪を深め、白石副会長の三本締めで交流会は終了しました。



▲ 石本東村山税務署副署長

▲ 丸山西東京市長

支部合同・部会報告会を開催しました

4月23日(木)の女性部会を皮切りに、5月15日(金)までの間に、各支部及び部会の第3回報告会が開催されました。各報告会では、平成26年度事業報告と決算及び平成27年度事業計画と収支予算の報告並びに新役員の紹介等が行われ、その後開かれた交流会で会員相互の懇親を深めました。

東村山

法人会館

5/11
(月)



▲白石副会長挨拶



▲報告状況



▲交流会

小平

ブリヂストンクラブ

5/15
(金)



▲仲澤副会長挨拶



▲報告状況

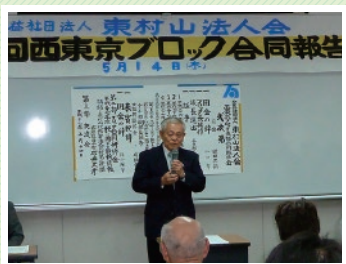


▲交流会

西東京

西東京市民会館

5/14
(木)



▲尾林副会長挨拶



▲報告状況



▲交流会

東久留米商工会館

東久留米



▲中島副会長挨拶



▲報告状況



▲交流会

5 / 8
(金)

清瀬商工会館

清瀬



▲村野副会長挨拶



▲報告状況



▲交流会

5 / 13
(水)

法人会館

青年部会



▲中村部会長挨拶



▲報告状況



▲交流会

4 / 24
(金)

法人会館

女性部会



▲塩月部会長挨拶



▲報告状況



▲交流会

4 / 23
(木)

東村山法人会
会 員 限 定 平成27年度国内研修

第32回 法人会全国大会

今年度も徳島で開催されます第32回法人会全国大会への参加を兼ねた国内研修を計画致しました。会員の皆様のご参加をお待ちしています。

日 程 平成27年10月8日(木)～10日(土) 2泊3日

募集人員 15名(定員になり次第締切とさせていただきます)

研 修 1日目 法人会全国大会参加(アスティとくしま)

2日目 大鳴門(うずしお観光)→大歩危峡→かずら橋

3日目 松山城→坂の上の雲ミュージアム→石手寺→子規記念博物館→伊丹十三記念館

※詳細は同封のチラシをご覧ください。

西東京第4支部 研修会を開催

3月17日(火)にコール田無に於いて当支部の研修会を開催しました。講師は西東京市議会議員、自由民主党の保谷なおみ氏をお招きしました。普段市制を詳しく聞いた事がなく、知らない事が随分あり勉強になりました。人数は23名集まり皆さん喜んで帰られました。

記 西東京第4支部 後藤稔



研修会場

法人会行事のご案内

平成27年5月31日現在

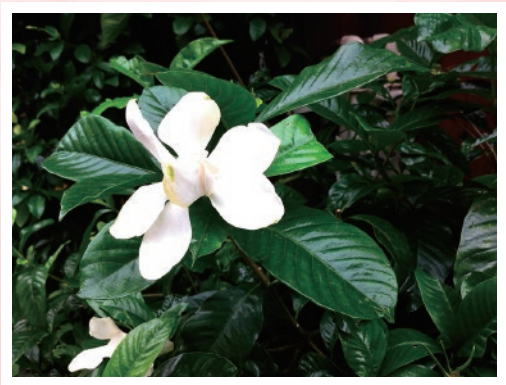
月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所
7/3(金)	16:30	第2回広報委員会	部外	7/21(火)	14:00	個別融資相談会	法人会館
7/7(火)	13:30	決算法人説明会	法人会館	//		生活習慣病検診	田無タワー
7/9(木)	16:45	第2回組織・厚生委員会	部外	7/22(水)	13:30	新設法人説明会	法人会館
7/13(月)		生活習慣病検診	東村山市民スポーツセンター	//		生活習慣病検診	田無タワー
7/14(火)		生活習慣病検診	東久留米スポーツセンター	7/27(月)		生活習慣病検診	東村山市民スポーツセンター
7/15(水)	13:00	労務経営相談会	法人会館	7/28(火)		生活習慣病検診	//
//		生活習慣病検診	東久留米スポーツセンター	8/4(火)	13:30	決算法人説明会	法人会館
7/16(木)	15:00	第2回女性部会役員会	法人会館	8/18(火)	14:00	個別融資相談会	//
//	15:30	第2回女性部会研修会	//	8/19(水)	13:00	労務経営相談会	//
7/19(日)	13:00	青年部会租税教室	小平市立小平第一中学校	8/26(水)	15:00	第4回税務教室	//

応募作品をご紹介します

本紙の表紙を飾る写真を募集しています。



東村山市 高尾進次郎さん



東村山市 高尾進次郎さん

東法連 特定退職金共済制度

従業員のための退職金を計画的に準備できます。

特退共制度の⑤つの魅力

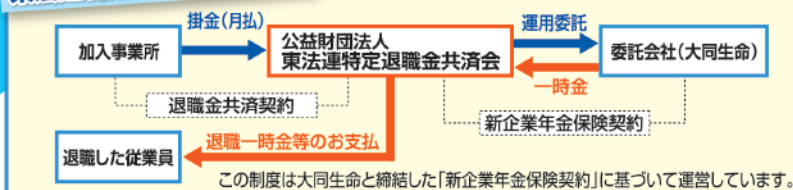
- ① 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
- ② 掛金は全額損金(または必要経費)に算入できます。
- ③ 過去勤務期間の通算の取扱いを利用できます。(新規加入時のみ)
- ④ 中退共(中小企業退職金共済制度)との重複加入が可能です。
- ⑤ 簡単な手続きで加入いただけます。

優秀な人材の確保、定着化に役立ちます。

公益財団法人東法連 特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約6千社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

東法連特退共制度の仕組み



○このご案内は、平成26年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・
お問い合わせは **TTK** 公 益 財団法人 東法連特定退職金共済会
企C-26-12-S(平成26年8月1日)P6965

〒160-0002 東京都新宿区坂町13番地4 全法連会館3階
TEL : 03-3357-1641 FAX : 03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaiikyoo.or.jp>



にんじんケーキ

にんじんがたっぷり入った
カロチン豊富なケーキ

つくりかた (通称～パウンドケーキ)

- 1 にんじんは皮をむいて長さ1.5cm程度の細いせん切りにする。
(タッパーウェアの電動ベジタブルスライサーなら千切りプレート(小)で。)
- 2 ①のにんじんをタッパーウェア2000丸型(大)に入れ、Aを加えてカバーをかけて電子レンジで3分間加熱する。一度混ぜてさらに2分間加熱し、粗熱がとれたらはちみつを加えて冷ます。
- 3 薄力粉とベーキングパウダーはあわせてふるう。
- 4 室温に置いて柔らかくしたバターをクリーム状になるまで混ぜ、三温糖を加えてさらによく混ぜる。
- 5 ④に溶いた卵を2～3回に分けて加えてよく混ぜ、レモンの皮のすりおろし、レモン汁を加え、混ぜる。
- 6 ⑤に③の粉と粉末アーモンドを加え、スパチュラやへらでさっくり混ぜた後、②のにんじんを加えてにんじんが固まらないようによく混ぜる。
- 7 ふきんなどの上に天板を置き、その上に置いた型に⑥の生地を入れて均一になるようにならし、さらに天板ごと何度かトントンと打ち付けて余分な空気を抜く。
- 8 170℃に予熱したオーブンで50分間焼く。

Instructor 広報委員 正岡武幸さん

★レシピ★

材 料

- にんじん・・・15cm程度のもの2本
(正味200～300g)
- A (三温糖・大さじ1 + バター・10g)
- はちみつ・・・大さじ3
- 薄力粉・・・150g
- ベーキングパウダー・・・小さじ1/2
- 三温糖・・・140g
- バター・・・140g
- 卵・・・3個
- 粉末アーモンド・・・50g
- レモンの皮のすりおろし・・・1個分
- レモン汁・・・1個分

※レモンは皮を食べるので、ノーワックスのものを選びましょう。
※電子レンジの加熱時間は、600Wの電子レンジを「強」の状態
で使用した場合の目安です。



あなたの撮った写真

あなたの趣味に関する記事を募集しています

本紙の表紙を飾る写真とあなたの趣味に関する記事を募集しています。
写真は、地域の話題のスポットや季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。
趣味は、日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクション、自然観察などの記事を募集しています。

募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。
選考し採用された写真または投稿を掲載させていただきます。
なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規定

写 真 2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG、TIFF推奨)

記事(文書) 200～400字程度
原稿用紙でもワードでも可。

応募先

東村山法人会事務局 広報担当宛て
〒189-0014 東村山市本町1-23-6

TEL : 042-394-7654
e-mail : info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

募集締切

締切は各号発行月の2か月前の月末までにご応募下さい。

- 4月号の締切は2月末まで
- 6月号の締切は4月末まで
- 8月号の締切は6月末まで
- 10月号の締切は8月末まで
- 12月号の締切は10月末まで
- 2月号の締切は12月末まで

公益社団法人東村山法人会報[239号] 平成27年6月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL : 042-394-7654
www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp

制作：株式会社ドライブドリームストーリー

禁
無
断
転
載